

アムンディ・マルチセクター債券ファンド 2020-12(限定追加型)

愛称: **ブレンド・ボンド2020-12**

追加型投信/内外/債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

■ 委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

■ 受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社りそな銀行

■ 委託会社の照会先 ファンドに関するお問合せ

お客様サポートライン **0120-202-900** (受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ **<https://www.amundi.co.jp>**

アムンディ・ジャパンから皆さまへ

日本のみならず世界各国で低金利が続く中、金利を受け取りながら人生を楽しむ時代は終わり、資産運用にも新しい発想が求められています。ベビーブーマー世代が退職を迎えた米国でも同様の問題に直面しています。米国で90年近い歴史をもつアムンディ・パイオニア*は人々の悩みに応えて従来の債券運用にとらわれない新しいタイプの債券ファンドを開発、米国で実績を培ってきました。その優れたノウハウで日本のお客さまの資産形成をサポートするため、アムンディ・ジャパンは「アムンディ・マルチセクター債券ファンド2020-12 (限定追加型) 愛称: ブレンド・ボンド2020-12」をご提供いたします。当ファンドはお客さまの資産を4.5年程度お預かりさせていただき、世界の様々な債券からより魅力的なリターンを発掘するとともに、幅広い分散投資と為替ヘッジを行うことでリスクを抑えた運用を目指します。

日本のお客さまの「人生100年時代」を彩り豊かなものとするために。アムンディ・ジャパンは、新しい発想の債券ファンドを日本のお客さま向けにカスタマイズしてお届けします。

なお、当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので価格変動リスクを伴います。商品の選択・購入につきましては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

※アムンディ・パイオニア・アセットマネジメント・インク

2020年11月
アムンディ・ジャパン株式会社

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

- この目論見書により行う「アムンディ・マルチセクター債券ファンド2020-12 (限定追加型)」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年11月6日に関東財務局長に提出しており、2020年11月22日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

【委託会社の情報】

委託会社名：アムンディ・ジャパン株式会社

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2020年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆4,748億円(2020年8月末現在)

ファンドの目的・特色

●ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

●ファンドの特色

1 米ドル建を中心とする世界各国の様々な種類の公社債等を実質的な主要投資対象とします。

●ファンドは外国投資信託「Amundi Funds パイオニア・ストラテジック・インカム - I2 USD QD」(以下「外国投資信託」といいます。)への投資を通じて、主として米ドル建を中心とする世界各国のさまざまな種類の公社債等に投資します。また、国内投資信託「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。

2 外国投資信託において、市場分析等に基づく機動的な資産配分と、調査・分析に基づく銘柄選択により、好水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。

●外国投資信託の運用は、アムンディ・パイオニア・アセットマネジメント・インクが行います。
●外国投資信託が投資する公社債等の平均格付は、原則として投資適格とします。

3 原則として、為替ヘッジを行います。

外貨建資産について米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

4 信託期間は約4年6ヵ月です。 (2020年12月28日から2025年6月30日まで)

5 購入の申込みは、2020年12月28日までの間に限定して受け付けます。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

収益分配方針

毎決算時(年1回、原則として毎年9月12日。休業日の場合は翌営業日)に、次の通り収益分配を行う方針です。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用は特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

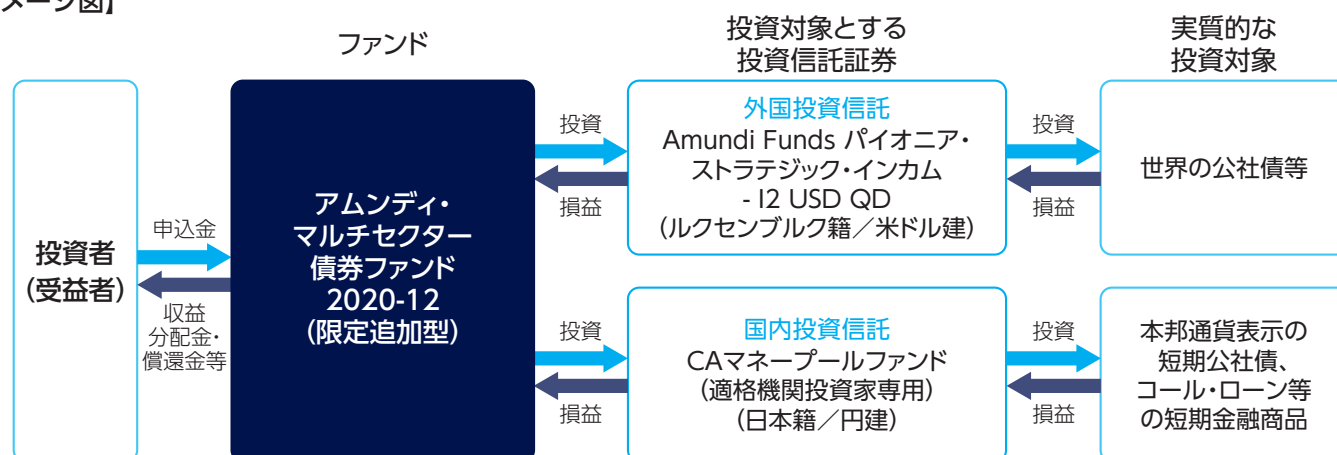
収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

【イメージ図】



*ファンドの外国投資信託への投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主要投資対象とする投資信託証券の概要

外国投資信託	
ファンド名	Amundi Funds パイオニア・ストラテジック・インカム - I2 USD QD
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／会社型投資信託(米ドル建)
主要投資対象	世界各国の公社債等
投資方針	<p>①主として世界各国のさまざまな公社債等*に投資します。 ※国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイイールド社債、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン、新興国債券、転換社債等を指します。公社債等へはデリバティブを通じて投資する場合があります。</p> <p>②「市場分析等に基づく資産配分」と「調査・分析に基づく銘柄選択」により運用を行います。</p> <p>③投資する公社債等の平均格付は、原則として投資適格とします。</p>
運用プロセス	<p>トップダウン</p> <p>マクロテーマ・見通し</p> <p>資産配分</p> <p>ポートフォリオ構築およびリスク管理</p> <p>銘柄選択</p> <p>企業調査および分析</p> <p>ボトムアップ</p> <p>マクロ経済情勢や市場動向を調査し、各資産のバリュエーションやファンダメンタルズを分析、今後の投資テーマを策定。</p> <p>ポートフォリオ全体に与えるリスクを考慮した上で、各資産のリスクやさまざまなリスク要因が適切となるように資産配分を決定。</p> <p>ポートフォリオの投資目的や投資制限に沿って、債券種別間の低相関を考慮してポートフォリオを構築し、ポートフォリオのリスクを継続的にモニタリング。</p> <p>各資産の投資ユニバースの中から、トータルリターンや価格上昇の可能性とともに下落リスクを判断し、銘柄を選択。</p> <p>定量分析を用いて、企業などの発行体を選別し、ポートフォリオの投資テーマに沿った投資ユニバースを決定。</p>
投資顧問会社	アムンディ・パイオニア・アセットマネジメント・インク

国内投資信託	
ファンド名	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍／契約型投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

アムンディ・パイオニア・アセットマネジメント・インク

アムンディ・パイオニア・アセットマネジメント・インクは、1928年にボストンで創業したパイオニア・インベストメンツを起源とする米国最古の資産運用会社の一つで、2017年7月、アムンディとの統合およびアムンディ・スミス・ブリーデンとの合併を経て発足しました。同社は、アムンディにおける米国での運用サービスおよび販売プラットフォームを提供しており、グローバルな協働体制により徹底したバリュエーション分析をさらに強化。アクティブ運用に特化した専門性の高い資産運用サービスを世界中のお客さまに提供しています。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**
ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**
ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

公社債等の価格は、市場金利や信用度の変動等の影響を受けて変動・下落します。また、住宅ローン債権を証券化したモーゲージ証券が、住宅ローンの借り手により繰上返済された場合は、当該証券の価格が変動・下落することがあります。その場合、**ファンドの基準価額が下落する要因となります。**

②信用リスク

有価証券等の発行体や取引先等の財務状況が悪化した場合や債務不履行が生じた場合等、またはこれらが予想される場合には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利息や償還金の支払いが遅延または履行されないことがあります。この場合、**ファンドの基準価額が下落する要因となります。**投資適格に満たない有価証券等に投資を行う場合には、投資適格の有価証券等と比較して信用リスクは相対的に高くなります。

③為替変動リスク

一般に外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、外貨建資産の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、**ファンドの基準価額が下落する要因となります。**

外貨建資産に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行う際、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかることにご留意ください。

主要投資対象とする外国投資信託では、米ドル以外の通貨を保有することがあります。このため、**当該米ドル以外の通貨が米ドルに対して下落した場合、基準価額が下落する要因となります。**

④流動性リスク

短期間で大量の換金や有価証券等を売買しようとする際に、市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、市場に混乱が生じた場合、または取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合等には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引を余儀なくされることや取引ができない場合があります。この場合、**ファンドの基準価額が下落する要因となります。**

⑤カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引規制が変更あるいは設けられた場合等には、投資した資金の回収が困難になったり、有価証券等の価格が大幅に下落することがあります。この場合、**ファンドの基準価額が下落する要因となります。**一般に新興国への投資は先進国と比較してカントリーリスクはより高くなる可能性があります。

上記のほか、ファンドが実質的な投資対象とする、相対的に格付の低いハイイールド社債、モーゲージ証券・資産担保証券、バンクローンおよび転換社債等への投資は、国債など相対的に格付の高い公社債と比較して、価格変動リスク、信用リスクおよび流動性リスクが高くなる可能性があります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

●その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。**

●リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

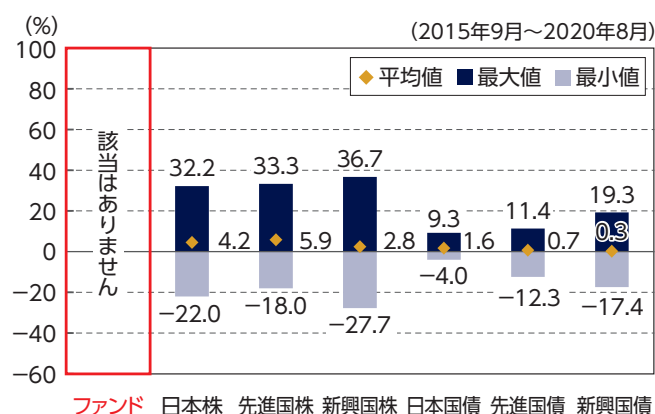
投資リスク

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および基準価額の推移

該当はありません。

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*ファンドの運用は2020年12月28日より開始される予定であり、同日まで運用実績はありません。したがってグラフにおけるファンドの年間騰落率基準価額の推移について該当はありません。

*②のグラフは2015年9月から2020年8月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

ファンドは2020年12月28日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

- ・ 基準価額・純資産の推移：該当事項はありません。
 - ・ 分配の推移：該当事項はありません。
 - ・ 主要な資産の状況：該当事項はありません。
 - ・ 年間収益率の推移：該当事項はありません。
- *ファンドにはベンチマークはありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

●お申込みメモ

◆お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

購 入 時	購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購 入 価 額	当初申込期間: 1口当たり1円とします。 継続申込期間: 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

換 金 時	換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。

申 込 について	申 込 受 付 不 可 日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金の申込を受付けません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・米国証券業金融市場協会が定める休業日 ・ルクセンブルクの銀行休業日 ・12月24日 ・委託会社の指定する日
	申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間: 2020年11月24日から2020年12月25日まで 継続申込期間: 2020年12月28日 *上記申込期間終了後は、購入のお申込みは受付けません。
	換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの購入・換金の申込受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

手続・手数料等

そ の 他	信託期間	2025年6月30日までとします。(設定日:2020年12月28日) *委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
	繰上償還	委託会社は、ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
	決算日	年1回決算、原則毎年9月12日です。休業日の場合は、翌営業日とします。 第1期決算日は、2021年9月13日です。
	収益分配	原則として毎決算時に分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円です。
	公 告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎年9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

●ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	当初申込期間:1口につき1円に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	1.1%(税抜1.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

手続・手数料等

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.803% (税抜0.73%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>[信託報酬の配分]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.15% (税抜)</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.55% (税抜)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03% (税抜)</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>[支払方法] 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。</p>	支払先	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.15% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.55% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率(年率)	役務の内容											
	委託会社	0.15% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	0.55% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価												
受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
投資対象とする投資信託証券	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Amundi Funds パイオニア・ストラテジック・インカム - I2 USD QD</td> <td>0.75%以内</td> </tr> <tr> <td>CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)</td> <td>0.385% (税抜0.35%)以内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	料率(年率)	Amundi Funds パイオニア・ストラテジック・インカム - I2 USD QD	0.75%以内	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.385% (税抜0.35%)以内							
名称	料率(年率)													
Amundi Funds パイオニア・ストラテジック・インカム - I2 USD QD	0.75%以内													
CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.385% (税抜0.35%)以内													
実質的な負担の上限	<p>純資産総額に対して年率1.553% (税込)</p> <p>ファンドの信託報酬年率0.803% (税込) に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.75%)を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。</p>													
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。														
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 <p>※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。</p> <p>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>													

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2020年3月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。